

受信日時記録 2013/06/21 18:37 03 5501 2202
2013 06/21 FRI 18:37 FAX 03 5501 2202 生活の党 小沢一郎 (会館)

P.003
003/007

2013年 6月21日 15時49分

相談人 金日本ろうあ連

金日本

NO.0542 P. 2/6

質問事項

質問事項のご回答は7月18日(木)までにメールアドレス (NRASLI@zentsuken.net) もしくは FAX (078-481-8281) までお願い致します。

1. 障害者総合支援法について

障害者福祉は利用者負担なしで、全国共通の仕組みを作るべきだと思います。この度、成立した障害者総合支援法には「意思疎通支援事業(旧コミュニケーション支援事業)」が含まれましたが、地域間格差や不十分な予算措置等の問題は依然として残ったままです。障害者総合支援法は施行後8年以内に検討事項と附帯決議の具体化を決めています。

今後の障害者総合支援法の見直しや拡充に対する貴党のご見解をお聞かせください。

障害者総合支援法の見直しに際しては、制度の格差を無くすため、障害支援区分制度に対し、当事者の意見を取り入れる方向で検討する必要があると見受けられます。

2. 障害者総合支援法における都道府県・市町村等の意思疎通支援事業について

今回、厚生労働省の補助事業として、厚生労働省と全日本ろうあ連盟をはじめとする関係者等で協議を重ね、意思疎通支援者の派遣に係るモデル要綱およびガイドラインを作成しました。

しかし、「手話通訳設置事業」については、すでに多くの都道府県が行っているにもかかわらず、都道府県の必須事業とはなりません。

また、設置される手話通訳者の身分、労働条件等が市町村によって異なっている状況です。

その現状と照らし合わせ、施行後8年以内の見直し検討に向けて、手話通訳者および要約筆記者の養成・認定事業や設置事業、そして盲ろう者通訳・介助者の養成、派遣事業のモデル要綱およびガイドラインを作成していく必要があります。これについて、貴党のご見解をお聞かせください。

法施行後5年以内の見直し検討に際しては、格差の解消や格差の縮小を進めることは必要であると見受けられます。

3. 行政サービスのアクセシブルな利用について

身体障害者手帳を持たない聴覚障害者、聴覚に障害のある者と意思疎通の必要のある者など、誰もが自由に利用できる制度には至っていません。また、聴覚障害者が自分の希望するコミュニケーション手段を使ってのサービス提供を受けられない現状があります。

国民である以上、障害の有無にかかわらず行政のサービスを受けられるべきであり、それを提供する義務が行政機関にはあると考えます。

例えば、情報アクセスのバリア解消のため、都道府県市町村の福祉事務所等に手話で相談できるケースワーカー等の相談員の配置や地方自治体の窓口における相談対応の職員研修、手話のできる職員の配

受信日時記録 2013/06/21 18:37 03 5501 2202
2013 06/21 FAX 18:38 FAX 03 5501 2202 生活の党 小沢一郎 (会館)

P.004
004/007

2013年 6月21日 15時49分 相談人 金田三太郎

NO. 0542 P. 3/6

策等を推進する必要があります。

行政機関のアクセシブルな利用促進について、貴党はどのようなご見解をお持ちですか。

行政機関のアクセシブルな利用を促進することは重要だと
考えをしております。
障害者への

4. インターネット選挙運動（以下、「ネット選挙」とする）について

4-1) 今春の総改正でネット選挙が認められるようになって、初めての国政選挙となります。

これまで、FAXやメールでの選挙運動等は認められなかったことを鑑みると、選挙に関するアクセシビリティとしては大変有効であると考えます。しかし、電話の出来ない障害当事者の候補者がFAXやメールで投票依頼をすることは現在も認められておりません。上記について、貴党はどのようなご見解をお持ちですか。

4-2) 障害者総合支援法の意思疎通支援事業において、自治体の数で、選挙や政治活動への手話通訳および契約筆記の派遣が可能となりましたが、自治体の派遣実績では定められていないところが多い現状にあります。上記について、貴党はどのようなご見解をお持ちですか。

4-1) について

今後検討する事項だと考えをしております。

4-2) について

4-1) に同じ

5. 政見放送への手話通訳・字幕付与の義務化、選挙時の情報保障について

5-1) 別紙①の通り、政見放送への手話通訳・字幕付与について、衆議院・参議院共に統一されておりません。

同じ国民でありながら候補者を選ぶ権利、参政権を行使するための情報の入手が制限されている状況を、貴党はどのようにお考えか、見解をお聞かせ下さい。

5-2) また、このたびの選挙において、政見放送、個人演説会、選挙公報など貴党の政見を伝える場面において、手話通訳、字幕、契約筆記、盲ろう者向け通訳・介助等の障害当事者・盲ろう者に対する情報保障を実施されますか？

5-1) について

平等に権利は同じ水準で行われることが望ましいと考えます。

5-2) について

情報保障を義務化等についてはありません。

受信日時記録

2013/06/21 18:37 03 5501 2202

P.005

005/007

2013 06/21 FRI 18:36 FAX 03 5501 2202 生活の党 小沢一郎 (会派)

2013年 6月21日 15時49分

届出先 日本ろうあ会

NO.0542 P. 4/6

6. 障害者差別解消法について

本年4月、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」(障害者差別解消法)が国会に提出されました。障害者差別解消法における、情報アクセスやコミュニケーションの保障への「合理的配慮」、紛争解決にあたる機関の在り方等について、貴党のご見解をお聞かせください。

今後検討して対応を検討致します。

7. 障害者雇用促進法改正法について

本年4月、「障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律案」(障害者雇用促進法改正法案)が閣議決定、国会に上程し、現在、成立されましたが、日本における企業の法定雇用率に対する取り組みや、ハローワークにおける手話協力員制度および雇用・労働分野における障害者専門の相談支援のための職場適応援助者(ジョブコーチ)事業を拡充させるために、貴党のご見解をお聞かせください。

今後検討して対応を検討致します。

8. 情報・コミュニケーションを保障する法律・制度の必要性について

障害者福祉以外に医療、福祉金銭、教育(高等教育含む)、司法、就労、放送・通信など社会のあらゆる分野で障害者の情報アクセスやコミュニケーションを権利として保障する法制度は、すべての障害者の生命や社会参加を保障するという重要性にも関わらず、確立していません。情報アクセシビリティを確立させる為の環境整備(機器・システム・サービスの標準化・規格化、放送・映像への手話通訳および字幕の付与等)を踏るとともに、情報アクセスやコミュニケーションを保障する法制度に向けて、貴党はどのようにお考えか見解をお聞かせください。

今後検討して対応を検討致します。

受信日時記録

2013/06/21 18:37 03 5501 2202

P.006

2013 06/21 FAX 18:38 FAX 03 5501 2202 生活の党 小沢一郎 (会報)

006/007

2013年 6月21日 15時49分

個人 全日本労働

NO. 0542 P. 5/6

9. その他

政党障害者福祉施策について、貴党が特に取組みたいとされていることをお聞かせください。

[Empty rectangular box for response]

ご協力ありがとうございました。

政党名: 生活の党